

新居浜地域の
みんなで

効率的に働いて、しっかり休める 職場づくりに取り組みましょう!!!

厚生労働省では、平成26年度・平成27年度に引き続き、新居浜市と連携を図りながら、地域における休暇取得促進の働きかけを行う「地域の特性を活かした休暇取得促進のための環境整備事業」を行います。新居浜太鼓祭りの期間(10月15日～18日)などに合わせて、年次有給休暇を活用して、祭りに参加する時間、家族と触れ合う時間をつくっていただくなど、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現を図りましょう。

休暇取得の奨励日
(重点実施日)は

10月15日～18日の新居浜太鼓祭りの日



過去2年間、10月15日～18日の「新居浜太鼓祭り」の期間を重点実施日と位置づけ、新居浜地域でのリーフレットやポスターの配布、県下全域でのラジオ番組の放送等を通じて、休暇取得促進に向けた働きかけを実施しました。

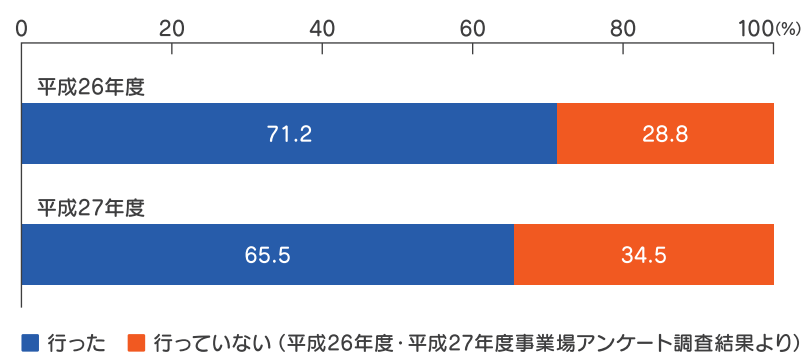


ポスターを
掲示して
いただきました

平成27年度は約7割の事業場で休暇取得促進の取組が行われました!

重点実施日に休暇取得促進の取組を行った事業場の割合は高い水準です

- 平成27年度に重点実施日(10月15日～10月18日)に向けて何らかの取組を行ったと回答した事業場は65.5%であり、前年度に比べて5.7ポイント低下しましたが実質的には高い取組水準となっています。
- 平成27年度は、10月17日、18日が土曜日、日曜日であったことから特別な取組を行わなくても休日となったことが影響したと考えられます。



新居浜市でもこんな取組をしている事業場があります!

年次有給休暇の繰り越しに加えて、特別傷病休暇を40日積立可能にしています。

公休日と年次有給休暇を合わせた3連休を年2回取得するよう推奨しています。

年間5日、ゴールデンウィーク、夏季、シルバーウィーク、年末年始に年次有給休暇の計画的付与を導入しています。

たくさんの事業場で休暇取得に向けた取組がすすんでいます。皆さんの事業場はいかがですか?
全ての人が輝く職場づくりについて地域ぐるみで取り組みましょう。

年次有給休暇の取得を促進して 社員のやる気をUPさせたい 中小企業の事業主を支援します!

ご案内

職場意識改善助成金(職場環境改善コース)

年次有給休暇の取得促進や所定外労働の削減など、労働時間等の設定の改善により、職場意識の向上を図る中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成するものです。

◆支給対象となる取組例としては…

労務管理の適正化を図りたい

労務管理用ソフトウェア・機器、デジタル式運行記録計等の導入・更新など

労働効率の増進を図りたい

小売業のPOS装置、自動車修理業の自動車リフト等の導入・更新など

労務管理について専門家に相談したい

社会保険労務士等によるコンサルティングなど



助成対象費用の **最大3/4～最小1/2** が助成額となります。
(上限100万円) 「事業実施承認申請書」の提出期限は10月17日です。

詳しくは

愛媛労働局
雇用環境・均等室

089-935-5222

「働き方・休み方改善ポータルサイト」を活用して、
働き方・休み方改善のヒントを見つけましょう

- 働き方・休み方改善指標による自己診断
- 診断結果に基づく対策方法の提案
- 企業の具体的な取組事例の紹介
- 働き方・休み方改善に関する自治体の取組の掲載

<http://work-holiday.mhlw.go.jp>

働き方・休み方改善ポータルサイト

検索

厚生労働省委託事業実施機関

問い合わせ先

株式会社いよぎん地域経済研究センター

〒790-0003 愛媛県松山市三番町5丁目10番地1 伊予銀行本店南別館4F
Tel.089-931-9705



新居浜地域の
事業主の皆様へ

年次有給休暇 活用のススメ

平成28年度版

Work×Life
Balance

「まぢゅり」も
休暇取得を応援します!



新居浜まぢゅり
©NPO法人新居浜まぢゅり隊

